

同等スプリンクラ装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

同等スプリンクラ装置に関する事項

改正理由

自動スプリンクラ装置に関する要件を規定した鋼船規則 R 編第 28 章においては、規則に定めるものと同等の自動スプリンクラ装置の使用を認めており、その要件については、同検査要領において IMO 総会決議 A.800(19)を参照していた。

一方で、国土交通省は、同等自動スプリンクラ装置に関する基準は船舶検査心得 3-3-2 の附属書[1]に規定していることから、改正等により要件に差異が生じる可能性があった。

このため、同等と認めるスプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 の附属書[1]に従い承認されるものとするよう関連規定を改めた。

改正内容

本会が適当と認める同等な自動スプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 の附属書[1]の基準に適合したものとするよう改めた。